経費支出手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 豊中支援学校 | 「プロジェクターの購入 (333,960円）」については、備品購入費で支出すべきところ、需用費として支出されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 支払日 |
| プロジェクター | ２ | 166,980円 | 333,960円 | 令和６年３月29日 |

 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の分類）第73条　物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1) 備品　性質又は形状が変わることなく、原形のまま比較的長期間にわたって使用又は保存に耐えて財産的価値のあるもの（第３号から第５号までに定める物を除く。）をいう。(2) 消耗品　比較的短期間に消耗され、その品質又は形状が変るもの（次号から第６号までに定める物を除く。）をいう。２ 物品の細分類は、知事が別に定める。【大阪府財務規則の運用】第73条関係１　規則第73条第２項の「知事が別に定める」細分類は、次のとおりとする。　 (1)　備品及び消耗品は、別添の物品例示表（略）によるものとする。この場合、備品の品名の前に◎を附していない物品については、取得価格が10万円未満のものは消耗品とする。なお、物品例示表に記載されていない物品については、耐用年数が３年以上のもので取得価格（取得価格がないとき又は不明のときは、見積価格）が10万円以上のものを備品とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月１日から令和７年１月31日まで）